

# 第 75 期司法修習生の方へ

## 2022（令和 4）～2023（令和 5）年度 東京弁護士会会費のご案内

### （1）75 期会員 一般会費

当会及び日本弁護士連合会の会費です。

期間	東弁会費	日弁連会費	日弁連特別会費	月額合計
2022 年 12 月～2023 年 5 月	免除	5,100 円	2,100 円	7,200 円
2023 年 6 月～2024 年 3 月	2,500 円	5,100 円	2,100 円	9,700 円

75 期会員は、司法修習修了月（2022 年 12 月）から数えて 6 か月間（2022 年 12 月～2023 年 5 月）は、会費納入義務は免除されています。東弁会費の納入は、2023 年 6 月からとなります。なお、日弁連会費及び日弁連特別会費については、入会日より納付していただきます。

### （ご参考）74 期以前会員 一般会費

（2022 年 12 月～2023 年 11 月）

修習期	東弁会費※1	日弁連会費※2	日弁連特別会費	月額合計
～70 期	16,000 円	10,200 円	2,100 円	28,300 円
71 期	12,500 円	10,200 円	2,100 円	24,800 円
72 期	7,500 円	10,200 円	2,100 円	19,800 円
73 期	2,500 円	10,200 円	2,100 円	14,800 円
74 期	2,500 円	5,100 円	2,100 円	9,700 円

（2023 年 12 月～2024 年 3 月）

修習期	東弁会費※1	日弁連会費※2	日弁連特別会費	月額合計
～70 期	16,000 円	10,200 円	2,100 円	28,300 円
71 期	16,000 円	10,200 円	2,100 円	28,300 円
72 期	12,500 円	10,200 円	2,100 円	24,800 円
73 期	7,500 円	10,200 円	2,100 円	19,800 円
74 期	2,500 円	5,100 円	2,100 円	9,700 円

※1 修習を終え、本会への入会が可能となる日の属する月から、6 か月を経過し 36 か月を経過しない月は月額 2,500 円、36 か月を経過し 48 か月を経過しない月は月額 7,500 円、48 か月を経過し 60 か月を経過しない月は月額 12,500 円、60 か月を経過した月以降は月額 16,000 円となります。

※2 修習を終えてから 2 年を経過した月以降は月額 10,200 円となります。

### （2）新会館臨時会費 ※75 期会員は納付いただく必要はございません。

弁護士会館（霞が関）の維持管理に充てるため納付いただく会費です。会費額は入会日に応じて決定いたします。75 期会員は、「新会館臨時会費を徴収する件」の決議により、新会館臨時会費を納付いただく必要はございません。

# 第 75 期司法修習生の方へ

## (3) 会費減免・納付猶予の制度（概要）

---

当会には下記のような会費減免・納付猶予制度がございます。申請方法や申請期限等は、制度毎に異なりますので、詳細については、財務課までお問い合わせください。

### ① 出産に伴う免除制度

対象：出産予定又は出産後 1 年以内（死産を含む）の女性弁護士会員

免除期間：4 か月間（多胎妊娠の場合にあっては 6 か月間）

### ② 育児に伴う免除制度

対象：子の育児をする弁護士会員

免除期間：当該会員の子の出生日の属する月から 2 歳に達する日の属する月までの間における当該申出に係る任意の連続する 8 か月間（多胎妊娠により 2 人以上の子が出生した場合にあっては、12 か月間）

### ③ 公務就任等に伴う減免制度

対象：任期付公務員の職に就任し、若しくは公益活動を目的として海外で勤務する弁護士会員又はこれらに準じる者であって、職務専念義務を課せられている弁護士会員

減免期間：一定の期間

### ④ 病気等に伴う減免制度

対象：病気その他特別の事情のため弁護士業務を執ることが著しく困難な弁護士会員

減免期間：一定の期間

### ⑤ 在会年数と年齢による免除制度

対象：在会 50 年以上の弁護士会員及び 77 歳に達し、かつ、在会が通算して 20 年以上である弁護士会員

免除期間：上記の当該年数に達した日の属する月以降

### ⑥ 経済的事情による納付猶予制度

対象：経済的理由により本会会費の納付が困難な弁護士会員

猶予期間：6 か月を上限とし、本会が必要と認めた場合は、12 か月まで延長ができる

※上記のうち、①出産に伴う免除制度、②育児に伴う免除制度、④病気等に伴う減免制度、⑤在会年数と年齢による免除制度については日弁連にも減免の制度がございます。なお、日弁連の減免制度は所属弁護士会を通じて手続きを行っていただく必要がございますので、手続き等ご不明な点がございましたら当会財務課までお問い合わせください。

\* お問い合わせ：財務課／TEL 03-3581-2208